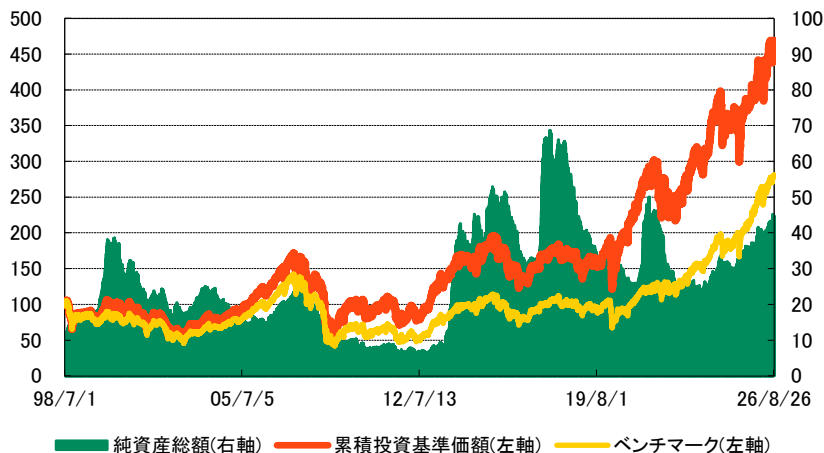


## ブラックロック欧州株式オープン

追加型投信／海外／株式

## 累積投資基準価額の推移

(億円)



※設定時を100とした指数値を使用しています。

※累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

※ベンチマークは、MSCI欧州株価指数(税引後配当込み、円ベース)です。2021年12月11日に、当ファンドのベンチマークを「MSCI欧州株価指数(円換算ベース)」より「MSCI欧州株価指数(税引後配当込み、円ベース)」に変更しました。このため、ベンチマークのデータは、設定時から2021年12月10日までの期間は「MSCI欧州株価指数(円換算ベース)」の指数値に基づき、2021年12月11日以降は「MSCI欧州株価指数(税引後配当込み、円ベース)」の指数値に基づき記載しています。

※MSCI欧州株価指数とは、MSCI Inc. が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

## ファンドデータ

基準価額：38,828 円

純資産総額：44.62億円

ファンド設定日：1998年7月1日

## 税引前分配金

| 分配金  | 累計額        | 3,100円 |
|------|------------|--------|
| 第50期 | 2023年9月15日 | 0 円    |
| 第51期 | 2024年3月15日 | 0 円    |
| 第52期 | 2024年9月17日 | 0 円    |
| 第53期 | 2025年3月17日 | 0 円    |
| 第54期 | 2025年9月16日 | 0 円    |
| 第55期 | 2026年3月16日 | 0 円    |

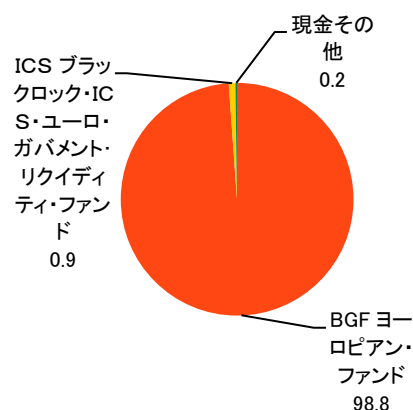
## ファンドのパフォーマンス (%)

|        | 1ヵ月  | 3ヵ月  | 6ヵ月  | 1年    | 3年    | 5年     | 設定来    |
|--------|------|------|------|-------|-------|--------|--------|
| ファンド   | 4.03 | 5.31 | 5.97 | 22.09 | 46.58 | 61.96  | 363.69 |
| ベンチマーク | 2.37 | 5.53 | 6.50 | 31.37 | 78.68 | 128.30 | 180.73 |

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして算出した累積投資基準価額により計算しています。

※ベンチマークは、MSCI欧州株価指数(税引後配当込み、円ベース)です。2021年12月11日に、当ファンドのベンチマークを「MSCI欧州株価指数(円換算ベース)」より「MSCI欧州株価指数(税引後配当込み、円ベース)」に変更しました。このため、ベンチマークのデータは、設定時から2021年12月10日までの期間は「MSCI欧州株価指数(円換算ベース)」の指数値に基づき、2021年12月11日以降は「MSCI欧州株価指数(税引後配当込み、円ベース)」の指数値に基づき記載しています。

## 資産構成比率 (%)



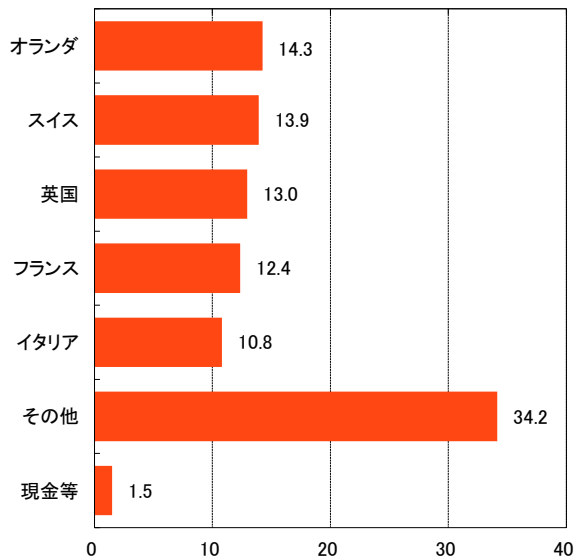
※ 比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

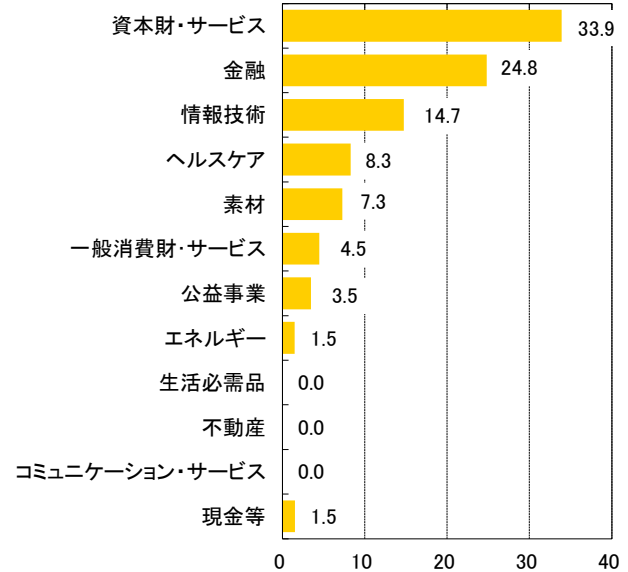
0830-202608

## BGF ヨーロピアン・ファンド

## 国別比率 (%) \*



## 業種配分 (%) \*



\* 国別比率 (%)、業種配分 (%) の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

## 組入上位10銘柄 (%) \*

| 銘柄名                      | 比率  |
|--------------------------|-----|
| ASML HOLDING NV          | 7.1 |
| UNICREDIT SPA            | 5.0 |
| ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC | 4.6 |
| SAFRAN SA                | 3.8 |
| ERSTE GROUP BANK AG      | 3.3 |
| AIB GROUP PLC            | 3.2 |
| LLOYDS BANKING GROUP PLC | 3.1 |
| ABN AMRO BANK NV         | 2.9 |
| ABB LTD                  | 2.7 |
| SIEMENS ENERGY AG        | 2.5 |

\* 比率はBGF ヨーロピアン・ファンドの純資産総額に対する割合

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

## 1. 運用経過

当月、消費関連セクターの組入低位が、プラス要因となりました。消費者心理が幅広い所得層で悪化を続けたためです。情報技術セクターの組入高位もプラスに寄与しましたが、銘柄選択のマイナスにより一部相殺されました。個別銘柄では引き続きボラティリティがみられたためです。また、資本財セクターの組入高位は、わずかにマイナスに寄与しましたが、銘柄選択による寄与がそのマイナスを上回りました。

月末時点において、ボトムアップ分析に基づく投資判断の結果、資本財、情報技術および素材セクターが組入高位となりました。一方、生活必需品、ヘルスケアおよびエネルギーセクターが組入低位となりました。

ポートフォリオでは、資本財セクターにおいて、幅広い電化トレンドの強さや継続的な利益率改善から、フランスのエネルギー管理・産業オートメーション大手Schneider Electricの組入を引き上げました。また、買収発表を受け、Kingspanの組入比率を引き上げました。一方で、英国の産業・安全機器メーカーHalmaを引き下げました。スウェーデンの産業機械メーカーSandvikについては、株価の追い風となってきたタングステン価格が大幅に上昇したことから、一部利益確定売りを実施しました。

### (プラス要因)

当月は、主にアイルランドの建材メーカーであるKingspanの保有が相対パフォーマンスへのプラス要因となりました。また、金融セクターではオランダの銀行ABN AMRO、オーストリアの大手銀行Erste Group、アイルランドの大手銀行AIB Groupの組入高位が、パフォーマンスに寄与しました。金利上昇は収益および純金利収入を支え、バランスシートは引き続き健全で、余剰資本による株主還元も支援材料となりました。情報技術セクターでは、ソフトウェア関連銘柄が堅調に推移しており、ドイツの建設・設計向けソフトウェア企業Nemetschekの小幅な組入高位がパフォーマンスに寄与しました。

### (マイナス要因)

情報技術セクターでは、SAPのアンダーウェイトが相対パフォーマンスのマイナス要因となりました。資本財セクターにおいては、航空宇宙・防衛関連銘柄は全体として軟調に推移しました。ドイツの航空機エンジンメーカーのMTU Aeroや、イタリアの大手航空宇宙・防衛企業Leonardoはマイナスに寄与しました。ジェット燃料費や航空需要に対する懸念の高まりや、各国政府が計画する防衛支出の増額を実行するための財政余力に投資家が疑問を呈したことが背景です。また、エネルギーセクターでは、個別企業固有の要因ではなく、主にフランスへのエクスポージャーが大きい株式全般の軟調な動きを受けて、フランスの大手総合エネルギー企業Engieはマイナスに寄与しました。

## 2. 運用方針

当ファンドは、市場の動きに注視しつつ、ボトムアップのファンダメンタルズ分析を基に、収益性の見通しが高い銘柄、バリュエーションなどに注目し、慎重な銘柄選別を行う方針です。

※「2. 今後の運用方針」については、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。  
また将来について保証するものではありません。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

0830-202608

ブラックロック・ジャパン株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号  
一般社団法人資産運用業協会会員/日本証券業協会会員/一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

投資信託説明書（交付目論見書）のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。  
※以下の表は原則基準日時時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したものです、その正確性、完全性を保証するものではありません。

| 金融商品取引業者名                                           |            | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 一般社団法人日本STO協会 |
|-----------------------------------------------------|------------|------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|---------------|
| 株式会社SBI証券                                           | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |               | ○               | ○                  | ○             |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                                   | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 松井証券株式会社                                            | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |               | ○               |                    |               |
| マネックス証券株式会社                                         | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 楽天証券株式会社                                            | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| SMBC日興証券株式会社(一般取扱)                                  | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                               | * 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 静銀ティーエム証券株式会社                                       | 金融商品取引業者   | 東海財務局長(金商)第10号   | ○       |               |                 |                    |               |
| 東海東京証券株式会社                                          | 金融商品取引業者   | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券およびマネックス証券株式会社) | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |               | ○               |                    |               |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                       | * 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第33号   | ○       | ○             | ○               |                    | ○             |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)               | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |               |                 |                    |               |
| 株式会社静岡銀行                                            | 登録金融機関     | 東海財務局長(登金)第5号    | ○       |               | ○               |                    |               |

\*印の販売会社では、新規お申込みを受付けておりません。

(0830-202608)

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

### ファンドの特色

1

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、欧州主要国の大型株および中型株に主に投資します。

#### 主な投資対象国(2026年3月末現在)

英国、フランス、ドイツ、スイス、イタリア、スウェーデン、スペイン、オランダ、フィンランド、ベルギー、デンマーク、ポルトガル、オーストリア、ノルウェー、アイルランド

※上記対象国は、今後変更になる可能性があります。

2

MSCI欧州株価指数(税引後配当込み、円ベース)をベンチマーク\*とします。

- \* ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当って、運用成果を評価する際に用いる基準指標です。
- \* MSCI欧州株価指数(税引後配当込み、円ベース)とは、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3

ファンド・オブ・ファンズ形式による運用を行います。

当ファンドは、「BGF ユーロピアン・ファンド\*<sup>1</sup>」および「ICS ブラックロック・ICS・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド\*<sup>2</sup>」に投資します。

「BGF ユーロピアン・ファンド\*<sup>1</sup>」を主要投資対象ファンドとし、その組入比率を高位に保ちます。

- \*<sup>1</sup> 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ ユーロピアン・ファンド クラスX投資証券」です。
- \*<sup>2</sup> 正式名称は、「インスティテュショナル・キャッシュ・シリーズplc ブラックロック・ICS・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド エージェンシークラス投資証券」です。

※ 投資対象ファンドは、委託会社の判断により適宜見直しを行うことがあります。

#### <主要投資対象ファンドの概要>

|                     |                                                                                                                             |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ファンド名               | BGF ユーロピアン・ファンド                                                                                                             |
| 形態                  | ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(円建て)                                                                                           |
| 投資目的<br>および<br>投資態度 | 当ファンドはトータルリターン最大化およびESGの観点から考慮した運用を目指します。<br>当ファンドは、純資産総額の70%以上をヨーロッパの株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる企業の株式を含みます。)に集中して、投資します。 |
| 設定日                 | 1993年11月30日                                                                                                                 |
| 管理会社                | ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー                                                                                                       |
| 投資顧問会社              | ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド                                                                                            |

4

外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ■ 欧州株式投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、主として欧州の株式に投資します。したがって、欧州の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 中小型株式投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さな企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

#### ■ 債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券へも投資を行います。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

#### ■ ESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要件やリスク

投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性にかかる評価に際し、第三者プロバイダーが提供するデータを含む複数のデータを活用します。当ファンドで使用する評価基準は、他のESGファンドが適用する基準と異なる場合があります。また、企業開示が不十分であるなどの理由から入手できるデータや情報が不完全である可能性があります。

ESGの評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ESG特性を考慮しないファンドと比較して異なる運用成果を示す可能性があります。また、投資機会や投資対象となる銘柄が制限される可能性があります。

## その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

### ◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- 主要投資対象とするファンドの購入・換金に制限がかかった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

### ◆収益分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

## **手続・手数料等**

### **お申込みメモ**

|                        |                                                                                                                        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 1万円以上1円単位<br>販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                       |
| 購入価額                   | 購入受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                        |
| 購入代金                   | 販売会社が定める日までにお支払いください。                                                                                                  |
| 換金単位                   | 1口以上1口単位<br>販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                        |
| 換金価額                   | 換金受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                        |
| 換金代金                   | 換金代金は原則として、換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。                                                                          |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                     |
| 換金制限                   | 大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                  |
| 購入・換金<br>申込受付不可日       | ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受け付けません。                                    |
| 購入・換金申込受付の<br>中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。                        |
| 信託期間                   | 無期限(設定日：1998年7月1日)                                                                                                     |
| 繰上償還                   | 当ファンドは換金によりファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。      |
| 決算日                    | 3月15日および9月15日(ただし休業日の場合は翌営業日)                                                                                          |
| 収益分配                   | 毎決算時に収益配分方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。<br>収益分配金は税引後、全額自動的に再投資されます。                                         |
| 信託金の限度額                | 信託金の限度額は1,000億円とします。                                                                                                   |
| 公告                     | 投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。                                                                                              |
| 運用報告書                  | 毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。    |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。配当控除または益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用

■ ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                                                                                       |        | (各費用の詳細)                                                                                                                                                             |                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 購入時手数料              | 購入受付日の翌営業日の基準価額に <u>3.30%</u> (税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                 |        | 購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価                                                                                                                                             |                                         |
| 信託財産留保額             | ありません。                                                                                                                                                                                |        | —                                                                                                                                                                    |                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                                                                                       |        | (各費用の詳細)                                                                                                                                                             |                                         |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | ファンドの純資産総額に対して年 <u>1.848%</u> (税抜1.68%)以内の率を乗じて得た額<br>※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>※主要投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。                                  |        | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                                                                        |                                         |
|                     | 運用管理費用<br>の配分                                                                                                                                                                         | (委託会社) | 年0.935%(税抜0.85%)                                                                                                                                                     | ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価       |
|                     |                                                                                                                                                                                       | (販売会社) | 年0.825%(税抜0.75%)                                                                                                                                                     | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
|                     |                                                                                                                                                                                       | (受託会社) | 年0.088%(税抜0.08%)以内                                                                                                                                                   | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価                |
| その他の費用・手数料          | ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。<br>また、主要投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等並びに副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。<br>※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |        | <ul style="list-style-type: none"><li>●ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等</li><li>●外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用</li></ul> |                                         |

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することが出来ません。  
※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。